神食健発1211第2号

令和５年１２月１１日

事 業 主　様



 神奈川県食品製造健康保険組合

理事長　　鈴木　文雄

資格取得届等への住民票住所の記載について（お知らせ）

平素より、当組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の省令改正により、令和5年12月以降、健康保険組合において加入者の住所情報を把握することとなり、事業主様からご提出いただく資格取得届、被扶養者異動届及び住所変更届の住所欄には、住民票住所を記載することが必須とされました。

新様式の届書につきましては、当組合ホームページに掲載いたしますので、ご使用くださいますようお願い致します。

○ご注意いただきたい事項

・加入者の方の住民票上の住所は、マイナンバーカードや住民票で確認をしてください。

・加入者の方の住民票住所と居住地が相違する場合や、住民票を有していない場合は、住所欄に居所及び理由を記載してください。

・旧様式の届書も当分の間ご使用いただけますが、住民票住所と居所が相違する場合は備考欄に居所をご記載ください。

詳しくは当組合適用課（045-453-6359）までお問合せください。